

ツキノワグマ緊急銃猟机上訓練を実施します

改正鳥獣保護管理法が令和7年9月1日に施行され、人の日常生活圏にクマなどの危険鳥獣が出没した場合、一定の条件を満たせば、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができるようになりました。

市街地等へツキノワグマが出没したと想定し、関係者が迅速かつ円滑に捕獲等の対応ができるよう、和歌山県、有田川町が共催で標記の訓練を実施します。

1. 日 時：令和8年7月30日（木） 14：00～16：00（予定）
2. 場 所：金屋文化保健センター 文化ホール（和歌山県有田郡有田川町金屋7番地）
3. 参 加 者：和歌山県、有田川町、有田湯浅警察署、有田川町鳥獣被害対策実施隊
（参集範囲）和歌山県猟友会有田支部、有田市、湯浅町、広川町、有田管内各消防本部
4. 内 容：（1）緊急銃猟制度の説明（和歌山県）
（2）机上訓練
市街地等にツキノワグマが出没した場合の緊急銃猟の実施可否、
通行規制、住民の避難指示などの訓練を行う
5. 取材等
取材にお越しいただく際には、報道機関とわかる腕章等を装着し、受付を13:45まで
に行ってください。

（連絡先）

環境生活部 環境政策局 自然環境課

担当：松尾【緊急銃猟制度の概要に関すること】

電話：073-441-2779

有田振興局健康福祉部 衛生環境課

担当：高橋【机上訓練に関すること】

電話：0737-64-1293